

随意契約理由

令和4年(2022年)3月30日

契約担当課名	市民協働部 暮らし支援課
発注担当課名	市民協働部 暮らし支援課
契約名称	被保護者就労準備支援事業「飲食店就業等体験事業」業務
契約内容	被保護者就労準備支援事業「飲食店就業等体験事業」業務一式
契約締結日	令和4年3月31日
及び契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市庄内西町3-11-5 情報の輪サービス株式会社
契約金額	5,500,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、生活保護受給者等で長期間無業状態にある等により就労経験に乏しく直ちに求職活動を行うことが困難である者を対象に、就労意欲の喚起や一般就労に向けた基礎能力の形成支援を行うものである。</p> <p>事業受託者には、就労困難者の支援に対する基本的な考え方、具体的な支援方法や体制、ノウハウ等が必要となるが、これらは事業者の実績、専門性、体制、活動内容、創造力等により顕著な差異が認められ、価格のみによる競争入札には適さない。</p> <p>そのため、受託者選定においては、受託者の企画力、創造性、実績等を適切に審査して決定する公募型プロポーザルを実施し、優先交渉権者となった情報の輪サービス株式会社と随意契約を行うものである。</p>